

旧優生保護法訴訟最高裁判決に対する声明

2024年7月3日 福岡優生保護法被害弁護団

本日、最高裁大法廷は、旧優生保護法違憲国家賠償請求訴訟につき、原告被害者の請求をすべて認容することとなる画期的な判決を言い渡した。

本判決は、旧優生保護法が、憲法13条、14条1項に違反することを明確に認めた上で、改正前民法724条後段の規定について、立法という国権行為が国民に憲法上保障されている権利を侵害することが明白な本件においては、その趣旨が妥当しない面があるとして、判例を変更する必要があるとした。

そして、特定の障害等を有する子孫の出生を防止するという立法目的は、特定の個人に対して重大な犠牲を求めるもので、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、かつ合理的な根拠に基づかない差別的取扱にあたり、国は長年にわたり国家の政策としてかかる政策を実施し、その実施にあたり、身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許されるとするなどとして、優生手術を積極的に推進し、約2万5000人もの者が重大な被害を受けるに至ったことに鑑みると、その責任は極めて重大であるとした。

また、不妊手術の被害者が国に対する損害賠償請求権の行使を期待することは極めて困難である上、国会は優生条項削除後、速やかに立法による補償の措置を講ずることが強く期待されたのに、補償はしないという立場をとり続けたことなどに照らすと、国が責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないとした。

判決は、かかる見地から、裁判所が除斥期間を適用するには当事者の主張がなければならぬとすべきであり、権利消滅の主張が著しく正義・公平の理念に反する場合には、その主張は信義則に反し又は権利の濫用として許されないとするのが相当であるとし、本件でも、国による除斥期間の主張は許されないとした。

本判決は、除斥期間の適用制限を認めた一連の下級審判決の論理を一段と進め、優生条項による全ての被害者の被害回復を可能とするものであるのみならず、国による除斥期間の主張が著しく正義・公平の理念に反するというべきすべての事件の被害者にも道を拓くものであって、高く評価されるべきものであると同時に、司法に対する国民の信頼を大きく回復させるものでもあるといえる。

国は、この判決を厳粛に受け止め、速やかに政治的解決を図るべきである。国会議員には、直ちに損害賠償責任を前提とする一時金支給法の抜本的改正を行うことが求められる。

本判決が、障害を有する者に対する偏見差別の解消に資するものとなることは言うまでもないが、社会内にはなお、根強い偏見差別が存在する。当弁護団は、全ての優生政策の被害者の被害回復に加え、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消を実現するため、引き続き、全力で活動をしていく決意である。